

令和3年度 第3回丹波市介護保険事業運営協議会 会議録

日時	令和4年2月24日（木） 午後2時～午後4時25分	
場所	丹波市役所第2庁舎 2階ホール	
参加者	中川会長、細見委員、福井委員、田中委員、澤村委員、斎藤委員、荒樋委員、馬場委員、小松委員、足立委員、小山委員、吉見委員、國光委員、舟橋委員 計14名出席（欠席：須藤委員・南野委員、中途退席：小山委員）	
会議内容	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. あいさつ3. 報告事項<ul style="list-style-type: none">(1) 介護保険サービス事業所の指定更新申請 ··· ··· ··· ··· ··· 資料No. 1-1～1-4(2) 新型コロナウィルス感染症の影響による介護保険料減免状況 ··· ··· ··· ··· ··· 資料No. 2(3) サービス受給者・介護給付費の動向 ··· ··· ··· ··· ··· 資料No. 3-1～3-4(4) 丹波市の地域課題 ··· ··· ··· ··· ··· 資料No. 4(5) 地域包括支援センターの運営状況 ··· ··· ··· ··· ··· 資料No. 54. 協議事項<ul style="list-style-type: none">(1) 介護給付費適正化に向けた取り組み ··· ··· ··· ··· ··· 資料No. 65. その他 次回開催予定、委員交代6. 閉会	

1. 開会

【事務局】

皆さん、こんにちは。令和3年度第3回丹波市介護保険事業運営協議会のご案内をしましたところ、委員の皆さまにはご多用にもかかわりませずご出席いただきありがとうございます。

本日は須藤委員、南野委員の欠席をお聞きしております。田中委員は事業の関係で遅刻される旨の連絡を受けております。委員全員で16名、このうち13名の出席でございます。丹波市介護保険事業運営協議会規則第5条第2項の規定によります委員数1/2以上の出席をいただいておりますので、只今より協議会を開催させていただきます。

なお、本会議は議事録を市ホームページにて公開させていただきますので、録音をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2. あいさつ

それでは、2. あいさつ、初めに中川会長よりお願ひいたします。

【中川会長】

失礼します。お出にくい時間帯にご出席を賜り、ありがとうございました。2月もあとわずかとなりました。行政は年度末、明日から議会が開会されると聞いております。委員の皆さんもお忙しくさ

れていますことと思います。今日は3回目の運営協議会ということでどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、健康福祉部長の高見よりご挨拶を申し上げます。

【高見部長】

皆さん、こんにちは。日頃は丹波市の福祉全般にわたりまして、それぞれのお立場でご尽力をいただいておりますこと、この場をお借りましてお礼を申し上げます。最近はオミクロン株の感染が広がってきておりまして、家庭内・学校・保育園におきましても感染が爆発的に起きるという状況で家族の中でも心配が募っているのではないかと思います。一刻も早く収束して普段の状況に戻ることはできなくてもそれに近い状況に戻ればと思っているところです。会長様から明日から議会とお話がありましたが、来年度の介護保険事業特別会計につきましては76億98百万円、対前年度比2.4%の増ということでございます。一般会計が371億円で、それに次ぐ大きな会計ということで皆さまにはそれをお立場でご審議を賜っております。今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局】

それでは、次第3. 報告事項以降につきましては、会長様にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

3. 報告事項

【会長】

それでは、事前にお配りをしております資料に目を通されている委員さんもあるかと思います。報告事項は（1）から（5）までたくさんあるんですけども、事務局で全て説明していただくことでもよろしいでしょうか。

～異議なしを確認

ご異議はないようですので、1.から5.まで説明をお願いします。

【事務局】

（1）より（5）まで説明（資料No.1-1から資料No.4は丹波市介護保険課より、資料No.5は各地域の地域包括支援センター長よりそれぞれ説明。）

特殊詐欺の被害の防止に関する連携協定（当日配布資料）の説明。

【会長】

報告事項5項目と今日配布のありました資料の説明がありました。まず（1）から（3）ですが、（1）の介護サービス事業所の指定更新申請は、市内4事業所で書類として問題はなく、すべて適正であったとの報告でした。（2）の介護保険料の減免は新型コロナウィルス感染症の関係で対象者は8人で約30万円の減免を行っていること、（3）サービス受給者・介護給付費について動向等の説明があったところです。（1）から（3）の中でご質問等がございましたらお願いします。

【委員】

一つは新型コロナウィルスの感染状況で介護保険料の減免申請が昨年と比べて大幅に減っています。昨年度と比べると中途の集計なので、3月末までにまだ申請が提出される可能性があるのかということです。昨年は大きく収入が下がったが今年も同じような数字になるのかどうか聞かせて下さ

い。もう一つはサービスの関係で今年度と昨年度の差が出ています。例えば資料3-4にあるグラフで定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、昨年は前年に比べて伸びていて、今年も前年に比べて更に伸びていますが、事業そのものに相当大きな要望があって、ニーズに応えている事業という意味ですか。

虐待について、連絡があったうちの半数くらいが(正式に)虐待とは判定されています。連絡があり調査した結果、判定上は虐待でないと判断したということですね。例えば、幼児の場合でも全国的なニュースで何回か連絡して相談を行ったけども問題がないと処理した後、何か月後か何年後かに事件になることもあります。このようなことはないと思うが、虐待があるかどうか認定する際に実態に合っているのか心配な面がある。その点について説明をお願いしたい。

【会長】

3点の質問がありました。簡単・明瞭に説明をお願いします。

【事務局】

1点目の介護保険料の減免ですが、先ほど説明しましたとおり、前年中の所得状況との減少割合を判断材料としていますので、コロナ禍が2年以上経過する中にありますと、昨年度の場合はコロナ禍前の水準との比較ということで非常に落ち込みが大きかった、減免申請として大きな要因となっています。引き続き2年目、3年目を迎えているということでコロナ禍の状況との比較しますので、申請状況として低い水準になっております。2つ背景として考えられますのは、全体としてコロナ禍の状況において、すべての業種が落ち込んでいる訳ではなく、中には回復傾向にある業種もあってバラつきが生じていること、もう一つは自営業者の場合ですが、税法上、収入から経費を差し引いた金額が所得金額となりますと、昨年度に経費が上回って既に所得金額がゼロになっている場合があります。その状況が継続している場合はゼロの中での比較となり、減免とならない場合が生じます。保険料は11段階で設定していますが、所得金額によって段階が異なるものの、所得金額がゼロの場合は段階が変わらないことになりますので、結果として減免に反映されないことになります。一見不公平に見えるかもしれませんと、世帯員の所得状況等によって細かく段階を設定していますので、結果として減免にはならなかったということです。

2点目の質問です。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、先ほども申しましたが、在宅生活を出来る限り続けたい方に対して、通常でしたらヘルパーさんの訪問が1日に数回というのが多いのですが、中にはおむつ交換ですか身の回りのことで沢山サービスが必要な場合や医療の面で主治医の指示のもとに医療的な処置が必要な方が合わせてサービスを受けようとする場合に通常の算定では負担が大きくなりますが、これを同単位の包括報酬として、負担の軽減が図られる新しいサービスです。このサービスを提供する事業所が市内では1事業所のみの状況です。市島地域にあるのですが、市しましてはより多くの市民の方に利用していただければ良いのですが、マンパワーでありますとか、柏原・山南地域の方までカバーすることは地理的な面で困難な状況です。なかなか利用者数は伸びにくいということです。また、丹波市に隣接する福知山市・西脇市に住所を移さずにお住まいの方がその市にある事業所からサービスを受けられた場合、保険給付は丹波市が行います。給付費の増減率は非常に大きいのですが、給付費の額が他のサービスと比較して少ないため、少額の増加であっても増加率としては大きくなります。他の事業所でもサービスが広がれば良いのですが、経験のある訪問介護員さんや訪問看護師さんの確保がなかなか難しいため、単独の事業所では難しい状況です。市島地域を中心にサービスの実績を見極めながら、次期計画に向けて検討していきたいと思います。

次に虐待対応についてのご質問ですが、圏域によっては通報件数の半分ほどしか認定出来ていないことや認定していない場合にその後本当に大丈夫なのかご心配をいただいていることだと思います。通

報においてはこれが虐待だと確信されるものを通報していただくのではなく、虐待の疑いの恐れのあるものや心配な場合でも通報いただくようケアマネジャーさんやサービス提供事業所、民生委員さんにも研修を通じて通報いただくようお伝えさせていただいている。通報はいただいても事実確認の結果、2人ともお元気で単なる夫婦喧嘩や親子喧嘩のパターンであったり、癌があっても虐待によるものではなく、介護の中で出来た場合ということもありました。中には虐待認定にならなくても心配されるケースもあります。そういった場合は虐待認定はしなくても包括的継続的ケアマネジメントということで、担当するケアマネジャーさんを圏域の地域包括支援センターが後方支援する仕組みもあります。何か問題が生じた場合は、通報につなげて場合によっては虐待認定を行うことになります。事例として、包括的継続的ケアマネジメントでケアしていく中で再発して再度虐待認定を行い対応するといったケースもあります。心配されるケースについてはケアマネジャーがついておられるパターンが殆どかと思いますので、状況が変わった場合は通報につながることになります。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。問題提議をさせていただきました。

【会長】

ありがとうございました。それでは、(4)丹波市の地域課題について、(5)地域包括支援センターの2項目について、何かご発言はありませんか。

【委員】

丹波市の地域課題について、「積雪時の協力体制を整える必要がある」いうことは、すごく気になっていたところで、現状ではどのような体制をとられているのですか。迎えに行けないで終わっているのか、地域住民が対応してくれているのか、迎えに行くデイサービスの方が対応しているのか、分からぬですけども。今年はすごく雪が多かったので、デイサービスに迎えに行ったときに対応していたケースは結構あると思いますし、うちのデイサービスでもそうでした。今後もあり得ると思います。ただ、昨年一昨年は殆ど雪がなかったので、あまり積雪に関しては重要な課題ではないと思いました。今年は多かったので、豪雨災害の時と同じで重要な課題と思っています。また、「複合的な問題を抱える高齢者が地域で尊厳をもって生活する」ということも、色々な方と連携して個別地域ケア会議が開催できれば有難いのですが、ニーズは結構あっても、高齢者の夫婦が介護をするのが結構大変ですので、地域ケア会議や地域との関係性が大切と思っています。警察から任せると言われても無理ですし、課題にしっかり向き合っていかなければと思います。頑張っていただきたいと思いますし、私たちも協力出来ることはしていきたいと思っている次第です。

【事務局】

ありがとうございます。地域課題のところで(1)積雪時の協力体制や(2)複合的な問題を抱える高齢者について、現状がどうなのかご質問をいただいたところです。①から④まで今年度の地域課題の候補として説明をさせていただきました。これから行っていく作業としまして、これが本当に地域課題かどうかということを見極めながら、地域課題となった場合はどういう対応をとっていくのか、次の医療介護連携会議やオレンジ会議等で考えていくことになりますので、これが地域課題であるかどうかを検討中であることをご理解いただきたいと思います。

2番目の地域で介護疲れで悲しいニュースもあるということでお聞きをしました。事業所のヘルパーさんが定期的に入ることやデイサービスに通うことで見守りや確認をしていただいている状況もあると思いますが、それだけでは足りず、地域での見守りや助け合いは必要になってくるかと思いま

す。別の事業になりますが、生活支援体制整備事業で丹波市社協のお力もお借りしながら小学校区に働きかけて見守り助け合いの体制を作っていくとしているところです。

心配な部分があると思いますので、そういったご意見も踏まえながら事業を進めていきたいと思います。積雪時において、地域の方がサービスを利用したい外出したいけども、現状どうなのかという点は、恐らく体制としては整っておりませんので、地域の方が除雪をしていただいているかもしれませんし、家族の方が帰ってきて対応されている場合もあります。詳しい状況について、西部包括さん何か情報はありますか。

【西部包括支援センター】

積雪時の協力体制の件は、西部圏域の地域ケア会議から出てきた課題です。西部圏域の青垣地域では、やはり他の地域と比べて積雪量が多いということと、先ほどお示ししました青垣地域の高齢化率を見ていただいたら分かると思うんですが、非常に高く39%近くになっております。積雪量が多いところに高齢化率が高い状況が重なって、このような課題が抽出されたことまでは分かっておりまます。今データを収集しているところで、過去3年間溯ってデイサービス、通所系のサービスが積雪のために送迎が出来なくて休業された事業所が青垣地域でありましたので、積雪量や利用されていた高齢者の状況、また地域の状況についてデータを集めているところです。

【会長】

今の発言でよろしいですか。

【委員】

丹波市の地域課題についてですが、課題を抽出してそれに対して取り組みをするということで、細く長く取り組んでくださってそれはいいことだと思うのですが、地域福祉っていうのは課題があつて課題が解決したらそれで終わりではなく、課題解決型支援と伴走型支援の2つの視点が必要だと思います。課題を抽出して課題に対してアプローチすること、評価するとともに伴走するために資料では①の協力体制や②の適切な支援を上げてくださっているんですけども、伴走するためにつながり続けることを評価する視点を忘れないようにいけないかなということを感じました。課題に取り組みつつもネットワークを構築したり強化する視点を持ち続けることが大事だと思います。

【会長】

今のご質問に対して何かございますか。

【事務局】

ありがとうございます。解決するだけでなく、伴走していく視点も大事だということでご意見をいただいたのですが、健康福祉部内でも重層的支援体制整備事業として、伴走型の支援や参画や地域づくりの視点でも取り組んでいかなければならぬと思っています。今のご意見も踏まえながら自立支援課とも連携をとって取り組んでいきたいと思います。

【会長】

それでは、まだまだあると思うのですが、時間も押してきておりますので、4. 協議事項に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは4. 協議事項 介護給付費適正化に向けた取り組みにつきまして、事務局より説明をお願いします。

4. 協議事項

【事務局】

資料No.6,別紙①②の説明。

【会長】

はい、ありがとうございました。今後もこういった取り組み方法で進めていきたいということですね。ご質問等がありましたらお願ひします。

【委員】

資料6の4ページ目に3.全国・県の動向とありますが、丹波市の動向はどうか気になっています。特に介護給付費の通知ですが、効果額が書かれていますが、丹波市ではこの給付費通知によってどれだけの効果額があって、その効果額は経費に見合ったものなのかどうか、聞かせていただいたらと思います。

【事務局】

丹波市としましては、従来から給付費通知を発送しているところですが、経費として保険者で対応せずに外部委託により発送している場合がありますが、丹波市の場合はシステムから発行して自前で対応しています。利用者が請求額の違いに気づかれて事業所が訂正されたといったことは聞いていませんので、効果額としては把握出来ておりません。

縦覧点検の結果、事業所が請求されている金額が異なる場合は、過誤として訂正していただいているので、別メニューではお知らせしております内容が効果額として計上されることはあります。

【会長】

他にござりますか。

～委員より特に意見等はなし～

なければ、資料6等で提案していただいた内容で委員の皆さん、ご異議はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、なしという判断をさせていただきます。いずれにしましても適正な事務処理をお願いしたいと思います。

これで協議事項は終わりました。その他で事務局から何かございますか

6. その他

【事務局】

いつもでしたら、次回の会議開催のご案内を一番下に書かさせていただいております。この運営協議会は今年度3回、来年度も3回、その次の年度は計画策定がありますので、6回を予定しております。来年度につきましては、今年度と同じ3回になりますので、日程としましては7月に開催を予定しておりますが、毎年度、団体では委員さんの改選がありますので、また7月近くになりましたら、こちらからご連絡をさせていただいて、委員さんの交代がありましたら新しい委員にご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。

【会長】

(連絡事項は)それのみですね。次回は7月(開催)という報告でした。

【委員】

その他で聞きたいことがあるんですが、よろしいですか。

政府も昨年でしたか、補正予算で介護職員の給与を引き上げるということですね。今年の2月から9月にかけては(財源を)全て国で負担することになってますが、10月以降は介護報酬に加算すること

とになります。そうなりますと国は9月までは負担するけども、あとは保険者で負担しろという組み立てですから、保険料や介護サービス利用料に影響を及ぼすと思います。お聞きしたいのは、ケアマネジャーは別にして、介護職員の賃金を1人9千円で上乗せすることになっています。2、3月の段階で賃金引き上げを行った事業所は(財源を)国が負担するということになっていますが、丹波市で賃金引き上げを必要とする介護職員は何人くらいいるのかということと、もう1つは、第8期の計画が策定されましたが、ここに影響する額がどのくらいになるかということ、見通しが分かっているのであれば、聞いておきたいです。介護保険料と利用料で負担しないと財源を確保できないので、どのような方法になるのか、報告をお願いしたいと思います。

【会長】

よろしいですか。それでは簡単明瞭に回答をお願いします。

【事務局】

2月からの賃金引き上げにつきましては、国が全て補助で行っております。先ほどお話がありましたとおり、9月からは報酬で対応するとされております。報酬改定しますと給付費でお支払いすることになりますので、保険料に影響することになります。今のところ、報道されているのは1人当たり70円の保険料の増額と言われています。保険料は3年間同額ですので、途中で報酬改定があったからと言って保険料を上げる訳にはいきません。給付費が(計画で見込んでいる額よりも)増加するようでしたら準備基金を活用して対応していきます。保険料を決定した際に基金総額4億円より2億円を取り崩すことで第8期を運営しておりますので、実質2億円は残るという計算です。70円上がるとなりますと第9期開始までの残り1年半で約2千万円必要となりますので、基金で対応できると考えております。給料の引き上げが必要となる人数ですが、県への申請となりますことや現在処遇改善を行っていることが条件となりますので、申し訳ないですが市では把握できません。

【委員】

人数ですか。

【事務局】

今、加算をとっている事業所を調べればということですが、人数までは把握ができません。

【会長】

それでは、誠に申し訳ないですが、予定しています時間を上回っておりますので、まだあると思いますが個々に事務局へお問い合わせいただく、また全委員さんにお知らせする必要がある場合は、後日送っていただいたらと思います。長時間、ありがとうございました。お世話になりました。

それでは、閉会を副会長さんよりお願いします。

【副会長】

今日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。令和3年度の運営会議、ご審議いただきましてありがとうございました。コロナ禍で丹波市の収支は3年度は大幅に(黒字が)減って、4年度はマイナスになりますね。大きくマイナスになって基金を取り崩さないとやっていけない状況ですし、先ほど三田市と比べてどうなんだという意見がありましたら、市民1人当たりの支出額は三田市の倍くらいですね、要していると思います。ケアマネさんも減ってきてているというお話をもっていますし、大変だと思いますけども今度ともよろしくお願ひいたします。ご苦労さまでした。